

2025年 6月 12日
株式会社 J P X総研
株式会社日本経済新聞社

JPX日経インデックス400等の算出要領の改定に関する 指数コンサルテーションへの対応について

株式会社 J P X総研と株式会社日本経済新聞社（以下「指数算出者」という。）は、2025年3月31日から同年4月30日までの間、JPX日経インデックス400とJPX日経中小型株指数（以下「JPX日経インデックス400等」という。）の算出要領の改定について指数コンサルテーションを実施しました。

本指数コンサルテーションで寄せられたご意見の概要及び指数算出者における検討の概要並びに決定内容等は下記のとおりです。

記

1. 寄せられたご意見及び検討の概要

今回の改訂は、定期入替時の選定基準で、母集団から銘柄を除外する基準の一つとして、企業のレピュテーション（評判）リスクを数値化した指標を参照することで、JPX日経インデックス400等のコンセプトの更なる強化を目指したものです。

本指数コンサルテーションを通じて複数のご意見を受領しましたが、本改定の趣旨に賛成するご意見が多数であり、反対のご意見はありませんでした。

なお、基準に該当する銘柄の母集団からの除外を定期入替時のみとすることについて、時宜を逸しているおそれがあるのではないかとのご意見を受領しましたが、これについては、指数算出者として、主に指数の安定性の観点から、公表措置の対象等と同様の対応とすることが適切であると考えております。また、指数コンサルテーションにおける一層の情報提供に関するご意見をいただいたことを踏まえ、今後の指数コンサルテーションにおいては一定の判断材料となるデータをあわせてご提供することを検討してまいります。今回の基準を仮に算出開始時から適用していた場合、2014年から直近までの間で、母集団から除外される銘柄は数銘柄であることを確認しております。

以上を踏まえ、本指数コンサルテーションでお示しした提案内容のとおり、JPX日経インデックス400等の算出要領を改定することといたします。

2. 決定内容

定期入替時の選定基準で、母集団から銘柄を除外する基準について、以下のとおり変更します。

改定箇所①	新	現
Ⅲ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 1. (2)②(i)	(i) 基準日から1年以内に以下のいずれかに該当し、かつ該当事由の程度が大きいもの (ア)公表措置の対象 (イ)公衆縦覧に供される改善報告書の徴求対象(再提出を求められた場合を含む)	(i) 基準日から1年以内に以下のいずれかに該当し、かつ該当事由の程度が大きいもの (ア)公表措置の対象 (イ)公衆縦覧に供される改善報告書の徴求対象(再提出を求められた場合を含む)
Ⅲ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 1. (2)②(i)	(ウ)上場契約違約金徴求の対象 <u>(エ)RepRisk社が提供するRRI指標が75以上</u>	(ウ)上場契約違約金徴求の対象

改定箇所②	新	現
Ⅲ. JPX 日経インデックス 400 の銘柄選定 4. (3)	<u>(3)その他</u> <u>① RRI指標</u> ・ <u>RepRisk社(注)が提供する直近1年間のRRI指標を利用する。</u> ・ <u>該当する時点・期間にRRI指標が存在しない場合は、当該項目による母集団からの除外は行わない。</u>	(新設)
Ⅲ. JPX 日経中小型株指数の銘柄選定 4. (3)	<u>注：RepRisk社はスイスに本社を置き、ニュースなど複数の情報源から企業のレピュテーションリスクをRRIとして日次で数値化している。RRIは0～100で表され、75以上を極端に高いリスクと定義する。</u>	

4. 実施時期 (予定)

2025 年 8 月の定期入替から適用します。

以 上